

御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成 26 年 9 月 27 日噴火以降の対応

年	月	日	対応	実施主体	備考
26	9	27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲4km)		
	"	"	黒沢口登山道入口、油義美林入口、開田口登山道入口から先立入規制	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制位置を火口周辺の立入禁止柵内から八海山に移行	王滝村	災対法 63 条
	"	"	日和田登山口、チャオ御岳スキー場登山口、胡桃島キャンプ場登山口から先立入規制	高山市	災対法 63 条
	"	"	小坂登山口から先立入規制	下呂市	災対法 63 条
27	1	19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲3km)		
	2	26	立入規制開始位置を八海山から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法 63 条
	3	31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲2km)		
	5	23	立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	5	立入規制開始位置を黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前に移行	木曽町	災対法 63 条
	6	7	立入規制開始位置を小坂登山口から仙人橋(登山口側)に移行	下呂市	災対法 63 条
	6	20	立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行	王滝村	災対法 63 条
	6	26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	御嶽山火山防災協議会合同幹事会 ※行方不明者の再捜索終了までは火口から2km以内の立入規制解除はしないことを申し合わせ		
	7	1	立入規制開始位置を黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を仙人橋から五の池小屋南に移行	下呂市	災対法 63 条
	"	"	高山市による立入規制をすべて解除	高山市	災対法 63 条
	7	10	立入規制開始位置を開田口登山道入口から三ノ池に移行 立入規制開始位置を油木美林入口から黒沢口登山道七合目へ移行	木曽町	災対法 63 条
	7	29	行方不明者の再捜索開始		
	8	7	行方不明者の再捜索終了		
	8	11	油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯の立入規制解除	木曽町	災対法 63 条
	9	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘に移行 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
	10	8	立入規制開始位置を五の池小屋南から摩利支天乗越に移行	下呂市	災対法 63 条
	10	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由三ノ池方面約 500m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
28	6	28	立入規制開始位置を石室山荘上部分岐経由三ノ池方面約 500m地点から、覚明堂上部分岐、三ノ池分岐及び三ノ池本館(現:三ノ池山荘)に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を摩利支天乗越から三ノ池新館(現:三ノ池ヒュッテ)南に移行	下呂市	災対法 63 条
	7	27	立入規制開始位置を三ノ池方面約 1,000m地点から黒沢口登山道八合目女人堂に移行(三ノ池トラバース)	木曽町	災対法 63 条
	9	17	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約 1,000m地点に移行	木曽町	災対法 63 条
	"	"	立入規制開始位置を田の原遥拝所から8合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63 条
	9	24	立入規制開始位置を8合目避難小屋から9合目避難小屋に移行	王滝村	災対法 63 条

29	8	21	噴火予報発表 噴火警戒レベル1(注意が必要な範囲 500m)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1km の立入規制を継続	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
30	9	26	黒沢口登山道二ノ池上分岐から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10 月 8 日まで立入規制を緩和	木曽町	
元	7	1	黒沢口登山道石室山荘上部分岐から黒沢十字路及び二ノ池から黒沢十字路を通り剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10 月 16 日まで立入規制を緩和	木曽町	
2	7	1	黒沢口登山道石室山荘上部分岐から黒沢十字路及び二ノ池から黒沢十字路を通り剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10 月 13 日まで立入規制を緩和	木曽町	
	8	1	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限って、10 月 13 日まで立入規制を緩和	王滝村	
3	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10 月 12 日まで立入規制を緩和	木曽町	
	7	10	王滝口登山道9合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限って、10 月 12 日まで立入規制を緩和	王滝村	
	9	27	女人堂から三ノ池までの間(三ノ池トラバース)の通行止め解除	木曽町	
	10	22	立入規制開始位置を二ノ池北側登山道入口付近からその先概ね 150m 先地点に移行	木曽町	災対法 63 条
4	2	23	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1km の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
	4	18	噴火警報切替 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km) ※想定火口変更(79-7 火口から地獄谷火口)に伴う		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1km の立入規制を実施 (立入規制範囲を地獄谷火口から1km に変更)	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
	6	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル1		
	"	"	地獄谷火口から 500mの立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条
	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10 月 12 日まで立入規制を緩和	木曽町	
	7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限って、10 月 12 日まで立入規制を緩和	王滝村	
5	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10 月 11 日まで立入規制を緩和	木曽町	
	7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限って、10 月 11 日まで立入規制を緩和	王滝村	
	7	29	黒沢口登山道黒沢十字路から八丁ダルミ分岐までの間(二ノ池トラバース)の登山道に限って、10 月 11 日まで立入規制を緩和	木曽町	
	"	"	王滝口登山道王滝頂上から剣ヶ峰山頂まで及び八丁ダルミ分岐から黒沢十字路までの間(二ノ池トラバース)の登山道に限って、10 月 11 日まで立入規制を緩和	王滝村	

6	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限って、10月16日まで立入規制を緩和	木曽町	
	7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限って、10月16日まで立入規制を緩和	王滝村	
	7	19	黒沢口登山道黒沢十字路から八丁ダルミ分岐までの間(二ノ池トラバース)の登山道に限って、10月16日まで立入規制を緩和	木曽町	
	"	"	王滝口登山道王滝頂上から剣ヶ峰山頂まで及び八丁ダルミ分岐から黒沢十字路までの間(二ノ池トラバース)の登山道に限って、10月16日まで立入規制を緩和	王滝村	
7	1	16	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	噴火警戒レベル2における警戒が必要な範囲1kmの立入規制を実施 ※王滝口登山道は田の原から規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条

※ 王滝口登山道は、冬期間は田の原駐車場で規制。

翌シーズンは、雪解けの状況を見て、順次規制緩和の対応をとっている。